



令和8年度

北本市任期付職員・育児休業代替任期付職員 登録試験 受験案内

一 般 事 務 3 名

任期付職員とは

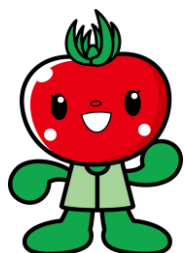
地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び北本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例に基づき、任期（3年以内）を定めて任用する職です。

育児休業代替任期付職員とは

地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、職員が育児休業を取得する事由があった場合に、その育児休業の期間内において代替職員として任用する職です。

＜申 込＞ 令和8年8月13日（木）まで

＜試験日＞ 令和8年8月18日（火）



市ホームページ及び
電子申請はこちらから

埼玉県北本市

1 募集職種・受験資格

募集職種	受 験 資 格
	資格・学歴など
一般事務	学校教育法による大学、短期大学若しくは高等学校を卒業した人

※次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ・日本国籍を有しない者
- ・地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者（以下はその内容です。）
 - 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 北本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験方法・日程等

試験方法	試験時間	試験日	試験会場
面接試験	15分程度	令和8年8月18日（火）午前	北本市役所

3 申込書類

受験申込書	北本市ホームページの電子申請フォームに、必要事項を入力してください。（要顔写真添付）
-------	--

※書類不備のものについては受理できません。

※合格後、卒業証明書（最終学歴のもの）を提出していただきます。

4 合格から採用まで

登録試験の合格者は、候補者名簿に登録します。

- (1) 登録有効期間は、**令和11年3月31日まで**となります。この間に、採用の必要性が生じたときに名簿登録者へ採用となる旨を連絡します。
- (2) 採用決定となった場合の任用期間は、業務の状況又は職員の育児休業期間に応じて決定します（採用時に任用期間をお知らせします。）。
- (3) 育児休業代替任期付職員として採用が決定した場合、育児休業を取得する職員が産前・産後休暇を取得する期間（14週程度）は一般職の任期付職員として採用する場合があります。

- (4) 登録試験合格者のうち任期付短時間勤務職員を併願した者については、任期付短時間勤務職員採用候補者名簿にも登録します。この場合、勤務時間数は原則1週間当たり31時間までとなり、給料月額は時間数に応じて決定されます。
- (5) 任期付職員及び育児休業代替任期付職員は、任期が定められていること以外、勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務等）については、原則として正規職員と同様の扱いとなります。
- (6) 任期付職員及び育児休業代替任期付職員の採用は、北本市の正規職員（任期の定めのない職員）としての採用と無関係であり、このほかの職員採用の際に優先されるものではありません。

5 勤務条件等

給 与	給料月額 225,886円（地域手当含む） ※令和8年4月現在
手 当	扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。
勤 務 時 間	原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。配属される部署によっては、土・日曜日の勤務もあります（必要に応じて残業あり。）。 ※任期付短時間勤務職員として採用された場合は、1週間当たり原則31時間までの勤務時間数となります。
休 暇	北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例に基づき、年次有給休暇、特別休暇（結婚、忌引、産前産後等）があります。 ※雇用形態により、任用期間中に育児休業及び育児短時間勤務の請求をすることができない場合があります。
そ の 他	原則、共済組合の組合員となります。





【登録試験についてのお問合せ】

北本市役所 総務部 職員課 職員担当

〒364-8633 北本市本町1-111

電話 048-591-1111（内線2254、2258）

ホームページ <https://www.city.kitamoto.lg.jp/>